

東証マザーズ指数先物取引の呼値の単位の見直しに伴う  
業務規程等の一部改正について

目次

(ページ)

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1. 業務規程の一部改正新旧対照表 .....     | 1 |
| 2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 ..... | 2 |

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(呼値)	(呼値)
第26条 (略)	第26条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 指数先物取引	(2) 指数先物取引
a~c (略)	a~c (略)
d RNP指数、TOPIX Core 30 及び東証REIT指数	d <u>東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core 30 及び東証REIT指数</u>
0.5ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.1ポイントとする。	0.5ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.1ポイントとする。
e (略)	e (略)
f <u>東証マザーズ指数、NYダウ、Nifty 50 及び台湾加権指数</u>	f NYダウ、Nifty 50 及び台湾加権指数
1ポイントとする。 <u>ただし、東証マザーズ指数に係るストラテジー取引については、0.1ポイントとする。</u>	1ポイントとする。
g~i (略)	g~i (略)
(3)~(5) (略)	(3)~(5) (略)
9~12 (略)	9~12 (略)
付 則	
この改正規定は、平成29年4月3日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数</p> <p>次の(a)から(d)までに掲げる取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の25日前の応当日(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引(取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。)に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段(第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。)の平均値(次項第2号aにおいて「国内指数制限値幅算定基準値」という。)に100分の8を乗じて得た数値(日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り</p>	<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数</p> <p>次の(a)から(d)までに掲げる取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の25日前の応当日(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に終了する取引日から起算して20日間における取引対象指数ごとの中心限月取引(取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。)に係る毎取引日の第5項に規定する呼値の制限値幅の基準値段(第6項の規定により定める呼値の制限値幅の基準値段を含む。)の平均値(次項第2号aにおいて「国内指数制限値幅算定基準値」という。)に100分の8を乗じて得た数値(日経平均に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあっては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り</p>

下げ、東証マザーズ指数に係るものにあっては1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数、RNP指数、TOPIX Core 30及び東証REIT指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値でないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証銀行業株価指数に係るものにあっては0.1ポイントの整数倍の数値でないときは、0.1ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。）とする。

b～h (略)

(3)～(5) (略)

3～6 (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成29年2月28日から施行し、平成29年3月1日に終了する取引日における取引より適用する。

下げ、東証株価指数、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core 30及び東証REIT指数に係るものにあっては0.5ポイントの整数倍の数値でないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、東証銀行業株価指数に係るものにあっては0.1ポイントの整数倍の数値でないときは、0.1ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。）とする。

b～h (略)

(3)～(5) (略)

3～6 (略)